

令和7事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント



証券モニタリングの主な検証事項の背景

1. 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

- 一種業：虚偽告知・誤解表示、顧客属性に照らして不適切な勧誘、売買管理態勢の不備
- 運用業：投資信託約款と異なる業務運営
- 助言業：忠実義務違反、虚偽告知・誤解表示、特別の利益提供
- 二種業：法令で定められた分別管理要件の不充足
- 特例業：顧客に忠実でない投資運用業の運営
- 無登録：無登録での二種業・投資運用業

2. 取り巻く環境

顧客本位の業務運営、サイバーセキュリティリスク、詐欺的な投資勧誘の被害額拡大、新たな金融商品の広がりなど

3. 規制の枠組み等の変更

①顧客本位の業務運営の確保に向けた対応の動き、②デジタル化の進展等への対応の動き、③資産運用の高度化・多様化、④投資詐欺・無登録業者等への対応の動き



業態横断的な検証事項

1. 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等（複雑又はリスクの高い商品の販売、合理性のない短期の乗り換え勧誘行為、銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況、不祥事案の未然防止の態勢整備状況等）
2. 「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえたサイバーセキュリティ対策の十分性や、デジタル化の進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先管理を含む）の対応状況
3. ビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築
4. AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
5. 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

規模・業態別の主な検証事項

第一種金融商品取引業者	大手証券会社グループ	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況
	外資系証券会社	<ul style="list-style-type: none"> バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況 我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況
	ネット系証券会社	<ul style="list-style-type: none"> 昨今のインターネット取引における不正アクセス・不正取引被害の増加も踏まえたサイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況（インターネット取引可能な対面型証券会社を含む） 金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、新たな商品及びサービスの提供等のビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況 新しいNISA制度等により、増加する新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況
	準大手証券、地域証券会社等	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況 適合性原則への対応
	外国為替証拠金取引業者	<ul style="list-style-type: none"> 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況 ストレステストの実施を含めた決済リスク管理の状況
投資運用業者	<ul style="list-style-type: none"> 運用の実態把握（規程等に沿った業務運営の状況を含む）、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備状況（取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢となっているかを含む）等 	
投資助言・代理業者	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽等の説明による勧誘行為・SNSを用いた広告手法 助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用した取引 	
第二種金商業者、特例業務届出者	<ul style="list-style-type: none"> 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性 	
登録金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 投資勧誘等の適正性 適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況 	
金融商品仲介業者等	<ul style="list-style-type: none"> 投資勧誘等の適正性 所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性 	
無登録業者	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用 無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表 SNS上の広告等への警戒を更に深化 注意喚起を含めた情報発信を一層強化 クロスボーダー事案については、外国当局とも連携して、重点的に対処 金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との一層強固な連携 	

証券モニタリングの進め方

- 金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定。以下のような状況である場合を中心に、検査による実態把握を引き続き積極的に進めていく。その際、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施する。
 - ① 個別の法令違反事項や業務運営態勢に懸念があり、早期に検証が必要な状況
 - ② モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等によりビジネスモデルや業務運営態勢を変更した場合を含む）
 - ③ 取り扱う金融商品のリスクや分別管理の適切性について実態把握が必要な状況
- 検査では、実質的に意味のある検証及び問題点の指摘に努めるほか、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施する。また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、発生原因を究明することにより、実効性のある再発防止策につなげていく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

関係機関との連携・検査結果の情報発信

- 各財務局等との間で、モニタリングや検査の計画策定から緊密に連携するとともに、本店の所在地と実質的な業務運営拠点が異なる場合も考慮し、証券監視委が調整機能を発揮して財務局等を支援する。また、必要に応じて証券監視委と財務局又は財務局間の合同検査を実施し、財務局間での検査応援等についても柔軟に行う等、人材の効果的な活用、ノウハウの共有化を図る。
- 暗号資産交換業者や金融サービス仲介業者に対する検査において、金融庁検査部局及び各財務局等との間で、連携を図っていく。
- 自主規制機関と引き続き緊密に連携するとともに、更に連携の拡大・深化を図る。検査・監査等で検知した内容・問題意識やそれらのフォローアップ状況をタイムリーかつ双方向に共有する。新たに発足する自主規制機関の自主規制機能の強化を支援する。
- 捜査当局及び消費者庁等との間で、無登録業者に係る情報提供や、人事交流・講義実施等により、連携を強化する。
- 金商業者等の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組を促す。